

唐津市等沖洋上ウインドファーム景観等影響シミュレーション業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 公示日

令和2年9月15日(火)

2 業務内容

- (1) 委託業務名 唐津市等沖洋上ウインドファーム景観等影響シミュレーション業務
- (2) 委託業務の仕様等 唐津市等沖洋上ウインドファーム景観等影響シミュレーション業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月10日(水)まで
- (4) 履行場所 佐賀県産業労働部新エネルギー産業課が認めた場所
- (5) 契約上限額 7,678,000円(消費税及び地方消費税額(税率10%)を含む。)

3 参加資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体によるプロポーザル方式とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項

- (2) 本件プロポーザルに参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

- (ア) 本業務の趣旨を十分に理解し、県が委託する業務内容を誠実かつ確実に実施することが可能であること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (エ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (オ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (カ) 品質マネジメントシステム（ISO9001）を取得していること。
- (キ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
- (イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。
- (エ) 全ての構成員が、(2)のアの(ア)から(オ)までの要件を満たすこと。
- (オ) 代表構成員は、(2)のアの(カ)の要件を満たすこと。
- (カ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 手続等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県産業労働部新エネルギー産業課 新エネルギー担当（新館9階）

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7380

ファックス番号 0952-25-7369

電子メールアドレス shin-ene@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和2年9月15日（火）から10月1日（木）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、

4(1)の担当課に持参、又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

なお、郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること

(1) 提出期限 令和2年10月1日（木）午後5時まで

(2) 参加資格の確認結果は、令和2年10月5日（月）までに通知する。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、4(1)の担当課に持参、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(1) 提案書の内容は、説明書のとおりとする。

(2) 提出期限 令和2年10月9日（金）午後5時まで

7 審査

審査は、審査員によるヒアリング審査を実施する。

- (1) 日時 令和2年10月16日(金)
- (2) 場所 佐賀県庁 新館9階 産業労働部内会議室
- (3) ヒアリング審査は参加者毎に行う。参加者毎の開始時間・場所は別途連絡する。
- (4) COVID-19の流行状況によっては、県が指定するツールにより、Web会議にてヒアリング審査を行う。

8 結果の通知

令和2年10月21日(水)までに全ての参加者に対し通知する。
なお、選考の過程や選外の理由についての問合せには応じない。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次のいずれかに掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - (ウ) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行った場合
- ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

- エ 1人で2案以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 契約上限額を超える金額の見積書を提出した場合
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) プロポーザル手続及び契約締結の中止

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続及び契約締結を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

ウ 本事業に係る令和2年9月補正予算が成立しなかったとき。

(4) 最優秀提案者の決定方法

審査会において、提案書の内容及びヒアリング審査の結果を評価基準に基づき総合的に判断し、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者に決定する。

(5) 契約の締結

最優秀提案者と本業務の委託内容及び経費等について協議を行う。その者との契約が成立しない場合には、次点になった提案者と契約締結の交渉を行う。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

説明書による。